

TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) への参加に慎重な対応を求める意見書

政府は、環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) について、関係国との協議を開始することを明記した「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、TPP 参加に向かって進みはじめています。

TPP は 2006 年に APEC (アジア太平洋経済協力) 参加の 4 カ国が発効させており、現在は 9 カ国で 2015 年をめどに各国間の関税を全廃する方向で協議が行われています。TPP 加盟国間の取引は工業製品や農産品、金融サービスなど全品目の関税が原則的に 100% 撤廃されます。

TPP は原則として例外を認めない多国間貿易自由化の協定のため、日本の工業製品の輸出には有利に働く一方、コメをはじめ国内の農業・漁業は壊滅的な打撃を受けると反発する声も上がっています。

農業分野の関税を完全に撤廃すれば、日本の食料自給率は 14% まで低下し、コメの自給率は 1 割以下になってしまうことが懸念されています。TPP への参加は、「おいしい日本のお米を食べたい」という消費者の願いにも反し、国民の食の安全と安定的な食料供給を大きく脅かすこととなります。

農産物の関税撤廃は世界のすう勢どころか、農産物輸出国であっても、農産物の平均関税率は EU 20%、アルゼンチン 33%、ブラジル 35% などと高く、アメリカも乳製品や砂糖の輸入規制を続けています。日本はすでに平均 12% まで関税を下げている、農業について「鎖国」どころか「世界で最も開か

れた国」の一つになっていることは周知の事実です。いまや、地球的規模での食料不足が大問題になっているときに、輸入依存をさらに強め、豊かな発展の潜在力をもっている日本農業を無理やりつぶすことなどというのは「亡国の政治」と言うほかありません。

さらに被害は、農業と食料の問題にとどまりません。経済産業省は、TPP に参加しない場合の雇用減を 81 万人としていますが、農水省は、参加した場合の雇用減を、農業やその関連産業などを合わせて 340 万人と、不参加の 4 倍以上にもなるとしています。北海道庁は、道経済が 2.1 兆円にのぼる損失を被るとしていますが、その 7 割は農業以外の関連産業と地域経済の損失です。TPP への参加は、日本農業を破壊するだけでなく、疲弊している地域経済の破壊をすすめる、雇用破壊をすすめるものにほかなりません。

自国の食料のあり方は、その国で決めるという「食料主権」の問題であり、関税など国境措置の維持強化、価格保障などの農業政策を自主的に決定する権利を保障する貿易ルールこそが、日本にも、国際社会にも求められています。

よって、政府におかれては、環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) に参加することについては慎重な対応を要望します。

(送付先) 内閣総理大臣・農林水産大臣・経済産業大臣

切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書

現在、中小企業を取り巻く環境は消費の低迷、デフレに伴う低価格競争、急激な円高など厳しい状況が続いており、7-9 月期の中小企業景況調査によると、中小企業は製造業を中心に依然厳しい状況にあります。それに対し、政府の経済対策は逐次投入の手法で景気回復への明確な方針をまったく示すことなく、「政策の予見性」が欠如していると言わざるを得ません。政府が行った為替介入もさしたる効果を生むことなく、このまま円高を放置することは、製造業を中心とした中小企業の減益を更に深刻化し、一層の産業の空洞化が懸念されます。

このような状況であるにも関わらず、政府は「緊急保証制度」の延長打ち切りを決定し、「中小企業金融円滑化法」も時限を迎えます。中小企業にとって最も重要な資金繰り支援を打ち切ることで資金が困窮すれば、事業が衰退し雇用に影響します。また、成長分野に取り組む中小企業支援を進めることは雇用促進にとっても重要です。年末・年度末の中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、本格的な景気回復に向けて切れ目の無い対策が必要です。

一方、来年度税制改正において法人税率の引き下げを行う場合、その財源確保のための租税特別措置見直しの結果として、

中小企業が増税になってしまう可能性が指摘されています。法人税率引き下げの際は、中小企業の負担についても配慮しながら検討すべきです。

よって政府におかれては、以下の項目を含め、切れ目ない「中小企業支援」及び「金融支援策」を早急に決定・実施するよう強く求めます。

記

1. 中小企業の資金繰り支援策として、2010 年度末 (2011 年 3 月) で期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度を再延長し、保証枠を拡大すること。
2. 成長分野の事業に取り組もうとする中小企業を支援するため、官民ファンド (産業革新機構) を有効に活用し、リスクマネーの提供を積極的に行うこと。
3. 2011 年度税制改正における法人税率引き下げの財源確保は、中小企業に配慮した検討を行い、租税特別措置の見直しによって増税となる場合は、負担緩和策を講じること。

(送付先) 内閣総理大臣・財務大臣・経済産業大臣

ヒトT細胞白血病ウイルス1型 (HTLV-1) 総合対策を求める意見書

ヒトT細胞白血病ウイルス1型 (HTLV-1) は、致死率の高い「成人T細胞白血病 (ATL)」や、進行性の歩行・排尿障害を伴う「せき髄疾患 (HAM)」等を引き起こします。国内の感染者数 (キャリア) は 100 万人以上と推定され、その数は B 型・C 型肝炎に匹敵します。毎年、約 1000 人以上が ATL で命を落とし、HAM 発症者は激痛や両足麻痺、排尿障害に苦しんでいます。一度感染すると現代の医学ではウイルスを排除することができず、いまだに根本的な治療法は確立されていません。

現在の主な感染経路は、母乳を介して母親から子どもに感染する母子感染と性交渉による感染であり、そのうち母子感染が 6 割以上を占めています。このウイルスの特徴は、感染から発症までの潜伏期間が 40 年から 60 年と期間が長いことです。そのため、自分自身がキャリアであると知らずに子どもを母乳で育て、数年後に自身が発症して初めて我が子に感染させてしまったことを知らされるケースがあります。この場合、母親の苦悩は言葉では言い表せません。一部自治体では、妊婦健康診査時に HTLV-1 抗体検査を実施し、陽性の妊婦には授乳指導を行うことで、効果的に感染の拡大を防止しています。

平成 22 年 10 月 6 日、厚生労働省は、官邸に設置された「HTLV-1 特命チーム」における決定を受け、HTLV-1 抗体検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加し、妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とできるように、通知を改正し、各自治体に発出しました。これにより全国で感染拡大防止対策が実施されることとなります。そのためには、医

療関係者のカウンセリング研修やキャリア妊婦等の相談体制の充実を図るとともに、診療拠点病院の整備、予防・治療法の研究開発、国民への正しい知識の普及啓発等の総合的な対策の推進が不可欠です。

よって政府におかれては、ヒトT細胞白血病ウイルス1型 (HTLV-1) の感染拡大防止に伴う「HTLV-1 総合対策」を推進するため、以下の項目について早急に実現するよう強く要望いたします。

記

- 一、医療関係者や地域保健担当者を対象とした研修会を早急に実施すること。
- 一、HTLV-1 母子感染対策協議会を全都道府県に設置し、検査体制、保健指導・カウンセリング体制の整備を図ること。
- 一、相談支援センターを設置し、感染者および発症者の相談支援体制の充実を図ること。
- 一、感染者および発症者のための診療拠点病院の整備を推進すること。
- 一、発症予防や治療法に関する研究開発を大幅に推進すること。
- 一、国民に対する正しい知識の普及と理解の促進を図ること。
- 一、発症者への支援、福祉対策を推進すること。

(送付先) 内閣総理大臣・厚生労働大臣